

五 有価証券の譲渡損益、時価評価損益等

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(低廉譲渡等の場合の譲渡に係る対価の額)</p> <p>2-3-4 ……………</p> <p>……………<u>4-1-4 (上場有価証券等の価額) 並びに4-1-5及び4-1-6 (上場有価証券等以外の株式の価額)</u>……………</p> <p>(注) <u>4-1-4</u>の本文に定める「<u>当該事実が生じた日以前1月間の当該市場価格の平均額</u>」は、適用しない。</p> <p>(有利な発行価額で新株等が発行された場合における有価証券の価額)</p> <p>2-3-9 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>……………<u>4-1-4</u>の本文の前段 (<u>上場有価証券等の価額</u>) ……………</p> <p>……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>……………<u>4-1-4</u>の本文の前段……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>……………<u>4-1-5</u>及び<u>4-1-6 (上場有価証券等以外の株式の価額)</u>……………</p> <p>(追加型株式投資信託に係る特別分配金の取扱い)</p> <p>2-3-20 <u>令第119条の3第7項</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>2-3-27 <u>削除</u></p> | <p>(低廉譲渡等の場合の譲渡に係る対価の額)</p> <p>2-3-4 ……………</p> <p>……………<u>8-1-18 (上場有価証券等の価額) 並びに8-1-23及び8-1-24 (上場有価証券等以外の株式の価額)</u>……………</p> <p>(注) <u>8-1-18</u>の本文に定める「<u>当該連結事業年度終了の日以前1月間の当該市場価格の平均額</u>」は、適用しない。</p> <p>(有利な発行価額で新株等が発行された場合における有価証券の価額)</p> <p>2-3-9 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>……………<u>8-1-18</u>の本文の前段 (<u>上場有価証券等の価額</u>) ……………</p> <p>……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>……………<u>8-1-18</u>の本文の前段……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>……………<u>8-1-23</u>及び<u>8-1-24 (上場有価証券等以外の株式の価額)</u>……………</p> <p>(追加型株式投資信託に係る特別分配金の取扱い)</p> <p>2-3-20 <u>令第119条の3第6項</u>……………</p> <p>(注) ……………</p> <p><u>(店頭売買有価証券の時価評価金額)</u></p> <p>2-3-27 <u>令第119条の13第2号 (店頭売買有価証券の時価評価金額)</u>に規定</p> |

する「店頭売買有価証券」の価格は、原則として証券取引法第79条の3（売買高及び価格の通知・公表）の規定により証券業協会が公表する「その日における最終の売買の価格」（当該価格の公表がない場合には、その日における最終の気配相場の価格）によるのであるが、連結事業年度終了の日において当該「その日における最終の売買の価格」がない場合において、連結法人が、株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券について、公表基準価格（これらの有価証券の売買の実績等に基づいて証券業協会が公表する基準価格をいう。）を当該「その日における最終の気配相場の価格」として使用しているときは、これを認める。

(注) 気配相場に係る価格の取扱いは、2-3-26の本文を準用する。

六 受取配当等の金額

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(名義株等の配当)</p> <p>3-1-1 連結法人が役員、使用人等の名義をもって所有している株式又は出資について受ける利益の配当又は剰余金の分配についても、法第81条の4（<u>連結事業年度における受取配当等の益金不算入</u>）の規定の適用があることに留意する。</p> | <p>(名義株等の配当)</p> <p>3-1-1 連結法人が役員、使用人等の名義をもって所有している株式又は出資（<u>連結法人の有する自己の株式又は出資を含む。</u>）について受ける利益の配当又は剰余金の分配についても、法第81条の4（<u>連結事業年度における受取配当等の益金不算入</u>）の規定の適用があることに留意する。</p> |

七 負債の利子の計算

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(総資産の帳簿価額の計算)</p> <p>3-2-7</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> | <p>(総資産の帳簿価額の計算)</p> <p>3-2-7</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-----------|--|
| (3) | (3) |
| (4) | (4) |
| (5) | (5) |
| (6) | (6) |
| (7) | (7) |
| | (8) <u>自己株式を貸借対照表の資本の部の控除項目として表示している場合には、当該自己株式の金額を加算した金額を総資産の帳簿価額とすることができる。</u> |

八 資産の評価益

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-----------------------|--|
| <u>第1款 通則</u> | (新 設) |
| (廃 止) | <u>(時価を超える評価益の益金不算入)</u> |
| | <u>4-1-1 連結法人がその有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を増額した場合において、その評価換えが法第25条第1項かつこ書(資産の評価益の益金不算入の適用除外)に規定する評価換えに該当するときにおいても、その評価換え後の資産の帳簿価額が評価換えをした時における当該資産の価額を超えるときは、その超える金額に相当する金額は益金の額に算入しないのであるから、当該資産の帳簿価額は、その超える部分の金額の増額がなされなかったことに留意する。</u> |
| (取得価額の修正等と評価益の計上との関係) | (取得価額の修正等と評価益の計上との関係) |
| <u>4-1-1</u> | <u>4-1-2</u> |

(時価を超える評価益の益金不算入)

4-1-2 連結法人がその有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を増額した場合において、その評価換えが法第25条第2項(資産の評価換えによる評価益の益金算入)に規定する評価換えに該当するときにおいても、その評価換え後の資産の帳簿価額が評価換えをした時における当該資産の価額を超えるときは、その超える金額に相当する金額は益金の額に算入しないのであるから、当該資産の帳簿価額は、その超える部分の金額の増額がなされなかったことに留意する。

(時 価)

4-1-3 連結法人の有する資産について法第25条第3項(資産評定による評価益の益金算入)の規定を適用する場合における令第24条の2第5項第1号(再生計画認可の決定等の事実が生じた場合の評価益の額)に規定する「これらの事実が生じた時の価額」は、当該資産が使用収益されるものとしてその時において譲渡される場合に通常付される価額による。

第2款 有価証券の評価益

(上場有価証券等の価額)

4-1-4 連結法人の有する上場有価証券等(令第119条の13第1号から第3号まで(上場有価証券等の時価評価金額)に掲げる有価証券をいう。以下4-1-6までにおいて同じ。)について法第25条第3項(資産評定による評価益の益金算入)の規定を適用する場合において、令第24条の2第5項第1号(再生計画認可の決定等の事実が生じた場合の評価益の額)に掲げる事実が生じた時の当該上場有価証券等の価額は、4-1-7(企業支配株式等の時価)の適用を受けるものを除き、令第119条の13第1号から第3号まで及びこれらの

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--------------|
| <p><u>規定に係る取扱いである 2-3-26 から 2-3-30 まで（上場有価証券等の時価評価金額の取扱い）により定められている価額（以下 4-1-4 において「市場価格」という。）による。この場合、法第 61 条の 3 第 1 項第 2 号（売買目的外有価証券の期末評価額）に規定する売買目的外有価証券（以下 4-1-4 において「売買目的外有価証券」という。）については、当該事実が生じた日以前 1 月間の当該市場価格の平均額によることも差し支えない。</u></p> <p><u>（注）本文の後段を適用する場合において、当該売買目的外有価証券が当該 1 月間に新株の権利落ちのあった株式であり、かつ、当該事実が生じた日までに新株の発行がされたものであるときにおける権利落ち前の当該売買目的外有価証券の市場価格は、本文の前段に定める価額から当該株式の権利の価格に相当する金額を控除した金額とする。この場合、「当該株式の権利の価格に相当する金額」は、当該事実が生じた日以前 1 月間（当該事実が生じた日以前 1 月以前に権利落ちとなった場合には、その権利落ちとなった日から当該事実が生じた日までの期間とする。）における旧株の毎日の市場価格の平均額から、当該新株について払い込むべき金額を控除した金額に旧株 1 株について引き受ける新株の数を乗じて得た金額による。</u></p> <p><u>（上場有価証券等以外の株式の価額）</u></p> <p><u>4-1-5 上場有価証券等以外の株式について法第 25 条第 3 項（資産評定による評価益の益金算入）の規定を適用する場合において、令第 24 条の 2 第 5 項第 1 号（再生計画認可の決定等の事実が生じた場合の評価益の額）に掲げる事実が生じた時の当該株式の価額は、次の区分に応じ、次による。</u></p> <p><u>(1) 売買実例のあるもの 当該事実が生じた日前 6 月間において売買の行われたもののうち適正と認められるものの価額</u></p> <p><u>(2) 公開途上にある株式（証券取引所が内閣総理大臣に対して株式の上場の届</u></p> | <p>(新 設)</p> |

出を行うことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式)で、当該株式の上場において株式の公募又は売出し(以下4-1-5において「公募等」という。)が行われるもの(1)に該当するものを除く。) 証券取引所の内規によって行われる入札により決定される入札後の公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額

(3) 売買事例のないものでその株式を発行する法人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの(2)に該当するものを除く。) 当該価額に比準して推定した価額

(4) (1)から(3)までに該当しないもの 当該事実が生じた日又は同日に最も近い日におけるその株式の発行人の事業年度終了の時における1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

(上場有価証券等以外の株式の価額の特例)

4-1-6 連結法人が、上場有価証券等以外の株式(4-1-5の(1)及び(2)に該当するものを除く。)について法第25条第3項(資産評定による評価益の益金算入)の規定を適用する場合において、令第24条の2第5項第1号(再生計画認可の決定等の事実が生じた場合の評価益の額)に掲げる事実が生じた時における当該株式の価額につき昭和39年4月25日付直資56・直審(資)17「財産評価基本通達」(以下4-1-6において「財産評価基本通達」という。)の178から189-7まで(取引相場のない株式の評価)の例によって算定した価額によっているときは、課税上弊害がない限り、次によることを条件としてこれを認める。

(1) 当該株式の価額につき財産評価基本通達179の例により算定する場合(同通達189-3の(1)において同通達179に準じて算定する場合を含む。)において、当該法人が当該株式の発行会社にとって同通達188の(2)に定める「中心的な同族株主」に該当するときは、当該発行会社は常に同通達178に定め

(新 設)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--------------|
| <p><u>る「小会社」に該当するものとしてその例によること。</u></p> <p><u>(2) 当該株式の発行会社が土地（土地の上に存する権利を含む。）又は証券取引所に上場されている有価証券を有しているときは、財産評価基本通達 185 の本文に定める「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、これらの資産については当該事実の生じた時における価額によること。</u></p> <p><u>(3) 財産評価基本通達 185 の本文に定める「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、同通達 186-2 により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しないこと。</u></p> | |
| <p><u>（企業支配株式等の時価）</u></p> <p><u>4-1-7 連結法人の有する企業支配株式等(令第119条の2第2項第2号《企業支配株式等の意義》)に規定する株式又は出資をいう。以下4-1-7において同じ。)の取得がその企業支配株式等の発行人の企業支配をするためにされたものと認められるときは、当該企業支配株式等の価額は、当該株式等の通常の価額に企業支配に係る対価の額を加算した金額とする。</u></p> | <p>(新 設)</p> |
| <p style="text-align: center;">第3款 固定資産の評価益</p> | <p>(新 設)</p> |
| <p><u>（減価償却資産の時価）</u></p> <p><u>4-1-8 連結法人が、令第13条第1号から第7号まで《有形減価償却資産》に掲げる減価償却資産について法第25条第3項《資産評定による評価益の益金算入》の規定を適用する場合において、令第24条の2第5項第1号《再生計画認可の決定等の事実が生じた場合の評価益の額》に掲げる事実が生じた時における当該資産の価額につき当該資産の再取得価額を基礎としてその取得</u></p> | <p>(新 設)</p> |

の時から当該事実が生じた時まで定率法により償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額に相当する金額によっているときは、これを認める。

第4款 その他

(新 設)

(再生計画認可の決定等の事実が生じた場合の資本等の金額)

(新 設)

4-1-9 連結法人が法第25条第3項(資産評定による評価益の益金算入)に規定する評定を行っている資産の評価益の額を益金の額に算入するかどうかを判定する場合における令第24条の2第4項第4号(評価益計上資産から除かれる資産の範囲)に規定する「資本等の金額」は、法第25条第3項に規定する再生計画認可の決定があったことその他これに準ずる事実が生じた時の直前の資本等の金額となることに留意する。

九 棚卸資産の評価の方法

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(期中に評価換えをした棚卸資産の帳簿価額及び評価額の計算)</p> <p>5-2-19 ……………組織変更等により、……………</p> | <p>(期中に評価換えをした棚卸資産の帳簿価額及び評価額の計算)</p> <p>5-2-19 ……………組織変更、更生手続の開始決定等により、……………</p> <p>……………</p> |

十 資産の評価損

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(評価損の判定の単位)</p> <p>8-1-1 連結法人がその有する資産について法第33条第2項(資産の評価換えによる評価損の損金算入)の規定による評価損を計上した場合において、…</p> | <p>(評価損の判定の単位)</p> <p>8-1-1 連結法人がその有する資産について評価損を計上した場合において、……………</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)<u>令第 68 条第 1 項第 1 号</u>.....</p> <p>(5)</p> <p>(評価損否認金等のある資産について評価損を計上した場合の処理)</p> <p>8-1-2<u>令第 68 条第 1 項各号</u>.....</p> <p>(時 価)</p> <p>8-1-3 法第 33 条第 2 項 (<u>資産の評価換えによる評価損の損金算入</u>) の規定を適用する場合における「評価換えをした日の属する事業年度終了の時における当該資産の価額」は、当該資産が使用収益されるものとしてその時において譲渡される場合に通常付される価額による。</p> <p><u>同条第 3 項 (資産評定による評価損の損金算入) に係る令第 68 条の 2 第 4 項第 1 号 (再生計画認可の決定等の事実が生じた場合の評価損の額) に規定する「当該事実が生じた時の価額」についても、同様とする。</u></p> <p>(棚卸資産の著しい陳腐化の例示)</p> <p>8-1-4 <u>令第 68 条第 1 項第 1 号ロ</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(棚卸資産について評価損の計上ができる「準ずる特別の事実」の例示)</p> | <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)<u>令第 68 条第 1 号</u>.....</p> <p>(5)</p> <p>(評価損否認金等のある資産について評価損を計上した場合の処理)</p> <p>8-1-2<u>令第 68 条各号</u>.....</p> <p>(時 価)</p> <p>8-1-3 法第 33 条第 2 項 (<u>資産の評価損の損金算入</u>) の規定を適用する場合における「評価換えをした日の属する事業年度終了の時における当該資産の価額」は、当該資産が使用収益されるものとしてその時において譲渡される場合に通常付される価額による。</p> <p>(棚卸資産の著しい陳腐化の例示)</p> <p>8-1-4 <u>令第 68 条第 1 号ロ</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(棚卸資産について評価損の計上ができる「準ずる特別の事実」の例示)</p> |

8-1-5 令第68条第1項第1号ホ（棚卸資産の評価損の計上ができる事実）に規定する「イからニまでに準ずる特別の事実」とは、例えば次のような事実をいう。

- (1)
- (2)

（棚卸資産について評価損の計上ができない場合）

8-1-6
.....令第68条第1項第1号.....

（上場有価証券等の著しい価額の低下の判定）

8-1-17 令第68条第1項第2号イ.....
(注)1
2

（上場有価証券等の価額）

8-1-18 法第33条第2項（資産の評価換えによる評価損の損金算入）の規定の適用に当たり、令第68条第1項第2号イ（上場有価証券等の評価損が計上できる場合）に掲げる有価証券（同号イのかっこ書に規定する株式又は出資を含む。以下この節において「上場有価証券等」という。）に係る法第33条第2項に規定する資産の価額は、.....
(注)1
2 令第68条第1項第2号イのかっこ書.....

（上場有価証券等以外の有価証券の発行人の資産状態の判定）

8-1-19 令第68条第1項第2号ロ.....

8-1-5 令第68条第1号ニ（棚卸資産の評価損の計上ができる事実）に規定する「イからハまでに準ずる特別の事実」とは、例えば次のような事実をいう。

- (1)
- (2)

（棚卸資産について評価損の計上ができない場合）

8-1-6
.....令第68条第1号.....

（上場有価証券等の著しい価額の低下の判定）

8-1-17 令第68条第2号イ.....
(注)1
2

（上場有価証券等の価額）

8-1-18 法第33条第2項（資産の評価損の損金算入）の規定の適用に当たり、令第68条第2号イ（上場有価証券等の評価損が計上できる場合）に掲げる有価証券（同号イのかっこ書に規定する株式又は出資を含む。以下この節において「上場有価証券等」という。）に係る同項に規定する資産の価額は、.....
(注)1
2 令第68条第2号イのかっこ書.....

（上場有価証券等以外の有価証券の発行人の資産状態の判定）

8-1-19 令第68条第2号ロ.....

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| (1) | (1) |
| (2) | (2) |
| (上場有価証券等以外の有価証券に係る著しい価額の低下の判定) | (上場有価証券等以外の有価証券に係る著しい価額の低下の判定) |
| 8-1-21 <u>令第68条第1項第2号ロ</u> | 8-1-21 <u>令第68条第2号ロ</u> |
| (注) | (注) |
| (増資払込み後における株式の評価損) | (増資払込み後における株式の評価損) |
| 8-1-22 | 8-1-22 |
| <u>令第68条第1項第2号ロ</u> | <u>令第68条第2号ロ</u> |
| (上場有価証券等以外の株式の価額) | (上場有価証券等以外の株式の価額) |
| 8-1-23 <u>法第33条第2項(資産の評価換えによる評価損の損金算入)</u> | 8-1-23 <u>法第33条第2項(資産の評価損の損金算入)</u> |
| (1) | (1) |
| (2) 公開途上にある株式(証券取引所が内閣総理大臣に対して株式の上場の届出を行うことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式)で、当該株式の上場に際して株式の公募又は売出し(以下8-1-23において「公募等」という。)が行われるもの((1)に該当するものを除く。)証券取引所の内規によって行われる入札により決定される入札後の公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額 | (2) 公開途上にある株式(証券取引所が内閣総理大臣に対して株式の上場の届出を行うことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式)で、当該株式の上場又は登録に際して株式の公募又は売出し(以下8-1-23において「公募等」という。)が行われるもの((1)に該当するものを除く。)証券取引所又は日本証券業協会の内規によって行われる入札により決定される入札後の公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額 |
| (3) | (3) |
| (4) | (4) |

(上場有価証券等以外の株式の価額の特例)

- 8-1-24
.....法第33条第2項(資産の評価換えによる評価損の損金算入)
.....
(1)
(2)
(3)

(資産評定に係る有価証券の価額)

8-1-25 の 2 連結法人が有する有価証券について法第33条第3項(資産評定による評価損の損金算入)の規定を適用する場合における令第68条の2第4項第1号(再生計画認可の決定等の事実が生じた場合の評価損の額)に規定する「当該事実が生じた時の価額」については、4-1-4(上場有価証券等の価額)、4-1-5及び4-1-6(上場有価証券等以外の株式の価額)並びに4-1-7(企業支配株式等の時価)の取扱いを準用する。

(固定資産について評価損の計上ができる「準ずる特別の事実」の例示)

- 8-1-26 令第68条第1項第3号ト(固定資産の評価損の計上ができる事実)に規定する「イからへまでに準ずる特別の事実」とは、例えば、次のような事実をいう。
(1)
(2)

(固定資産について評価損の計上できない場合の例示)

8-1-27 法第33条第2項(資産の評価換えによる評価損の損金算入)の規

(上場有価証券等以外の株式の価額の特例)

- 8-1-24
.....法第33条第2項(資産の評価損の損金算入)

(1)
(2)
(3)

(新 設)

(固定資産について評価損の計上ができる「準ずる特別の事実」の例示)

- 8-1-26 令第68条第3号へ(固定資産の評価損の計上ができる事実)に規定する「イからホまでに準ずる特別の事実」とは、例えば、次のような事実をいう。
(1)
(2)

(固定資産について評価損の計上できない場合の例示)

8-1-27 固定資産の評価損が損金の額に算入されるのは、当該固定資産につ

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>定により固定資産の評価損が損金の額に算入されるのは、当該固定資産について<u>令第 68 条第 1 項第 3 号</u>（固定資産の評価損の計上ができる事実）に掲げる事実がある場合に限られるのであるから、当該固定資産の価額の低下が次のような事実に基づく場合には、法第 33 条第 2 項の規定の適用がないことに留意する。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>（減価償却資産の時価）</p> <p>8－1－29 連結法人が、令第 13 条第 1 号から第 7 号まで（有形減価償却資産）に掲げる減価償却資産について<u>次に掲げる規定を適用する場合において、当該資産の価額につき当該資産の再取得価額を基礎としてその取得の時からそれぞれ次に掲げる時まで定率法により償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額に相当する金額によっているときは、これを認める。</u></p> <p>(1) <u>法第 33 条第 2 項（資産の評価換えによる評価損の損金算入）</u> <u>当該事業年度終了の時</u></p> <p>(2) <u>同条第 3 項（資産評定による評価損の損金算入）</u> <u>令第 68 条の 2 第 4 項第 1 号（再生計画認可の決定等の事実が生じた場合の評価損の額）に規定する当該事実が生じた時</u></p> | <p>いて<u>令第 68 条第 3 号</u>（固定資産の評価損の計上ができる事実）に掲げる事実がある場合に限られるのであるから、当該固定資産の価額の低下が次のような事実に基づく場合には、法第 33 条第 2 項（<u>資産の評価損の損金算入</u>）の規定の適用がないことに留意する。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>（減価償却資産の時価）</p> <p>8－1－29 連結法人が、令第 13 条第 1 号から第 7 号まで（有形減価償却資産）に掲げる減価償却資産について<u>法第 33 条第 2 項（資産の評価損の損金算入）の規定を適用する場合において、連結事業年度終了の時における当該資産の価額につき当該資産の再取得価額を基礎としてその取得の時から当該連結事業年度終了の時まで定率法により償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額に相当する金額によっているときは、これを認める。</u></p> |